

「留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地補助事業」  
事業者提案募集要項

留萌市では、企業進出により、本市の経済の発展及び安定的な雇用機会の創出を図るため、企業が有する技術力及び豊富な食資源を始めとする地域資源等を活用した地場産品を創出し、地域の活性化及び市民の生活の質の向上に資することを目的にふるさと納税制度の仕組みを活用した地域経済の好循環の拡大を図るクラウドファンディング等（以下、「CF等」という。）による資金調達を実施し、留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地補助事業に取り組みます。

本事業について、進出企業による新たな事業展開を目標として、地域資源等を活かした地場産品の創出のための事業者提案を以下のとおり募集します。

1 提案に係る事項

(1) 概要

地域資源等を活かした地場産品の創出に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。

事業者からの提案を公募により募集し、魅力的で質の高い地域資源を活かす取り組み、事業の採算性等について審査いたします。

採択された事業提案については、市がCF等による寄附を募集します。

(留意事項)

補助金交付事業により作られた地場産品をCF等の寄附者に対する返礼品として提供できる事業者に限ります。ただし、返礼品調達の費用は、補助金額とは別に寄附額の3割以内の額を市が負担します。

補助金申請にあたり、税の滞納がないことの証明や法人の場合は関連資料等必要な書類を添付いただきます。

補助金額を超えた事業に必要な資金は事業者負担となります。

補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額を全額若しくは一部を返還いただく場合があります。ただし、相当の理由がある場合は、協議するものとします。

補助金の交付事業は如何なる事情があっても、事業の開始から5年間は事業を継続する義務を負います。

補助金交付後5年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

## 2 申請の期間及び申請の方法

提案書類提出 令和6年11月29日（金）午後5時まで

※原則として、事業を着手する30日前までに申請すること。

### （提出方法）

留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地事業補助金交付要綱に定める申請書及び添付書類を、郵送又は持参すること。

### （提出先）

〒077-8601

留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所 2階

地域振興部ふるさと納税課

### （提出書類）

(1) 補助金等交付申請書（別記様式第1号）

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 誓約書

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合がある

※事業計画書の受理後、必要に応じて提案内容を確認するため、聞き取り又は現地確認を求めることがある。

## 3 提案事業の採択

提案された内容について、留萌市事業所立地促進事業補助金交付要綱に定めるもののほか、本募集要項に定める要件及び事業の実現性、発展性、継続性、収益性、事業効果等について提案審査委員会において審査を行い事業採択の可否を決定する。

ただし、事業採択にあたり留萌市と提案事業者の双方協議の上で、事業計画の修正を求める場合がある。

## 4 CF等の実施について

(1) 事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について市においてCF等ふるさと納税ポータルサイトを通じて実施します。

(2) 補助金額の算出

ポータルサイトで受領した寄附額の10分の4の額とします。

また、企業版ふるさと納税で受領した寄附の場合は、寄附額の10分の10の額を基本としますが、市が委託する事業者の仲介を経て受領した寄附の場合は、寄附額から事業者へ支払う委託する事業者へ支払う委託料に相当する額を減じた額とします。

※ただし、当該事業の目標額を達成した場合のみ、支援いたしますのでご留意ください。(未達成の場合であっても、市と協議の上、自己資金等により事業を実施するときは交付する場合があります。)

### (3) 補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）まで交付します。

また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

### (4) 補助金の支払い

留萌市ふるさと納税クラウドファンディング企業立地事業補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、採択事業者からの補助金交付申請により交付を決定し、補助金の支払いを予定しています。原則、事業完了後の精算払いを基本としますが、市と採択事業者と協議の上決定するものとし、請求書の受理後支払いを行います。

### (5) 採択事業の完了

事業の採択を受けた事業を実施し、補助対象経費に係る支払いが完了し、又は支払い債務が確定した後、事業完了届を提出すること。

## 5 事業の開始

事業は目標額を達成後に開始し、翌年3月31日までの間に事業着手すること。

## 6 その他

提出書類は、採択・不採択に関わらず返却しない。

なお、提出書類や採択結果（不採択となった申請者の名称を含む）は、留萌市情報公開条例に基づく情報公開の対象となることを了承の上、書類を提出すること。

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(問い合わせ先)

留萌市役所地域振興部ふるさと納税課

電話 0164-56-5001